

Ⅷ 労働・税金・外国送金

Ⅷ-1 仕事を探す

1. 仕事を探すには

ハローワーク

日本には公共職業安定所（ハローワーク）という国の機関が無料で職業相談や就職のあっせんを行っています。日本で働くことのできる在留資格をもっている人であれば、外国人の方も利用できます。大阪外国人雇用サービスセンター（梅田）や外国人雇用サービスコーナー（堺）では通訳が配置されています。（ポルトガル語、スペイン語、中国語 ※英語）（付録Ⅹ-4）

URL <https://site.mhlw.go.jp/osaka-foreigner/>

※ 英語は大阪外国人雇用サービスセンターのみ配置

求人情報誌など

その他、求人情報誌、新聞等にも求人広告は掲載されています。また外国語で出版されている新聞、雑誌、インターネットなどにも求人広告が載っていることがあります。

2. 留学生が卒業後の仕事を探す

留学生が卒業後日本で就職する場合は、在留資格を「留学」から就労可能な資格に変更することが必要です。「大阪外国人雇用サービスセンター」では留学生の職業相談、就職ガイダンスのほか、在留資格についての相談にも応じています。

大阪外国人雇用サービスセンター（付録Ⅹ-4）

URL <https://site.mhlw.go.jp/osaka-foreigner/>

3. 専門的・技術的業務の仕事を探す

「技術・人文知識・国際業務」、「技能」の在留資格を持つ外国人が専門的・技術的な仕事を探す場合も上記の「大阪外国人雇用サービスセンター」を利用できます。

ろうどう Ⅷ-2 労働

ろうどうじょうけん 1. 労働条件

日本では最低守らなければいけない労働条件が労働基準法という法律で決まっています。日本国内で働く限り、国籍、信条、社会的身分を理由として、労働条件に差をつけることはできません。あなたが就職するときには、雇用主は労働条件をはっきりと伝える義務があります。法律により次の事項については、雇用主は労働者に対して書類にはっきり書いて渡さなければいけません。

- ① 契約の期間
- ② 仕事をする場所、仕事の内容
- ③ 仕事のはじめと終わりの時刻、休憩時間、休日、休暇、残業
- ④ 賃金（給料）の決定、計算および支払いの方法
- ⑤ 賃金（給料）の締切、及び支払いの時期
- ⑥ 退職に関することと解雇（会社に辞めさせられること）理由等

このほか、賞与（ボーナス）、退職金などを支払うことになっている場合はそれも書いておくことになっています。

また、パートタイム労働者については、「昇給があるかないか」、「退職手当があるかないか」、「賞与（ボーナス）があるかないか」も書いておくことになっています。

ろうどう かん きじゆん 2. 労働に関する基準

労働関係の基準には次のようなものがあります。

ろうどうきじゆんほう ① 労働基準法

かいこ せいげん (ア) 解雇の制限

使用者は、労働者が仕事でけがや病気になった場合、療養のため仕事を休んでいる期間中およびその後の30日間は、辞めさせてはいけません。例外は、法律に定める補償などを使用者が行う場合です。

かいこ よこく (イ) 解雇の予告

使用者は、労働者を辞めさせようとする場合は、少なくとも30日前に言わなければなりません。

きゅうきよつてあて (ウ) 休業手当

使用者の都合で労働者に仕事を休ませる場合は、その期間中、その人の平均賃金の100分の60以上の手当の支払いが受けられます。

ろうどうじかん (エ) 労働時間

労働時間は、原則として、休憩時間を除いて、1日8時間、1週について40時間を超えてはいけません。これを超える時間外の労働をした場合には、割増賃金が支払われます。

さいていちんぎんほう ② 最低賃金法

産業若しくは、業務の種類又は、地域にに応じた賃金の最低額について定めています。

ろうどうきじゆんかんたくしよ 3. 労働基準監督署

労働基準法が守られるように指導・監督するのが労働基準監督署です。労働条件や労働災害に関わる問題が起きたときには、あなたの職場を管轄する労働基準監督署に相談して下さい。

（付録Ⅸ-4）

4. 労働災害

あなたが 仕事 中 または 仕事 が 原因 で 病気 や ケガ を して 労働基準監督署 に 認められた 場合、あなた の 会社・工場 が 入っている 保険(労働者災害補償保険) から、あなたが 治療 で 払った お金 や 休業補償、障害年金 などが 支払われます。詳しく は あなたの 職場 を 管轄する 労働基準監督署 に 問い合わせ てください。

5. 相談窓口

労働条件等 の トラブル に 関する 相談 を 英語、中国語、ポルトガル語 で 行っています。大阪労働局 外国人労働者相談コーナー (付録Ⅹ-2)

また、外国人労働者向け 相談ダイヤル も 英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語 で 利用できます。(付録Ⅹ-2)

6. 雇用保険

労働者が 失業 した 時 に 生活の 安定 や 就職 活動のため、失業給付 を もらうことができます。窓口 は あなたの 居住地 を 管轄する ハローワーク です。雇用保険 は 労働者を 雇用する 事業は、原則として 強制的に 適用されます。

VIII-3 税金

日本に住んでいる人は、国籍に関係なく、全ての人が税金を払わなければいけません。

1. 税金を払う方法

- ① 事業所に勤めている場合（所得税、府民税、市町村民税）
あなたの会社・事業所があなたの給与から税金の分を引いて、あなたの代わりに税金を払っている場合で、あなたに別の収入がないのであれば、特に手続きは必要ありません。
- ② 会社や事業所で働いていない場合、または会社や事業所で働いていても、給与から税金が引かれていない場合など
あなたの所得を毎年税務署に申告（報告）して、市町村から送られてくる納付書により、所得税、府民税、市町村民税を払います。さらに自分で会社や事業所を持っている場合には、事業税の支払いが必要な場合があります。

2. 税の種類

- ① 所得税
給与から引かれていない場合（1-②）、税務署で確定申告をします。確定申告とは、1年間の給与などの収入から、払わなければならない税金の金額を計算して申告（報告）することです。確定申告は毎年2月16日から3月15日までで、あなたが住んでいる地域を担当する税務署で申告してください。用紙などは税務署に置いてあります。
銀行などからお金を借りて家を買ったり、災害、大きな病気で医療費がたくさんかかったなど、たくさんのお金を払うことがあった場合等、申告すれば1年間の収入の金額からその分を引いてもらえることがありますので税務署に相談してください。
所得税には二国間の租税条約によって例外規定がある場合があります。詳しくは電話相談センター（各税務署の電話番号をかけて1を押す）か、あなたの母国の領事館に問い合わせして下さい。（付録IX-5）

※所得税の英語による説明

URL <https://www.nta.go.jp/english/taxes/individual/gaikoku301.htm>

- ② 府民税・市町村民税
大阪府に住んでいて、一定以上の所得がある人は国籍にかかわらず府民税・市町村民税を払わなければなりません。課税対象となる前年の所得は前年の収入から各種控除をした額です。所得税の確定申告をすれば、それとは別に申告をする必要はありません。
毎年、1月1日現在の住所地の市町村が課税しますが、給与所得者は給料から差し引かれ、それ以外の方は納付書が送られてきますので自分で銀行などで納付します。
大阪府の府民税は課税所得の4%で、これに均等割額の1800円が加わります。（なお、2016年度から2019年度までの間は、森林保全に必要な財源を確保するため、個人府民税の均等割額に年300円が加算されています。）一方市町村民税は課税所得の6%となっており、これに3500円が

くわ していとし ふみんぜい しちようそんみんぜい
加わります。(指定都市は 府民税2%、市町村民税8%)

③ 固定資産税

まいとし がつついたちげんざい ふどうさん とち たてもの しょうきゃくしさん しょうう ばあい
毎年1月1日現在にあなたが不動産(土地、建物)や償却資産を所有している場合、それらがある
ばしょ しちようそん こていしさんぜい しはら ぜいがく ふどうさん ひょうかがく けいさん
場所の市町村に固定資産税を支払わなければなりません。税額は不動産などの評価額をもとに計算
されます。まいとしのうふしよ おく しじ ぎんこう しはら
されます。毎年納付書が送られてきますので、その指示にそって銀行などで支払ってください。

④ 自動車税、軽自動車税

がつついたちじてん じどうしゃ けいじどうしゃ もーたーばいく しゃけんしょうじょう しょううしゃ か まいとし がつ
4月1日時点の自動車、軽自動車、モーターバイクの車検証上の所有者に課されます。毎年4月～
がつ のうふしよ おく ぎんこう こんびにえんすすとあ しはら
5月に納付書が送られてきますので銀行やコンビニエンスストアなどで支払ってください。

⑤ その他の税金

(ア) 消費税

ふっぴん こうにゆう さーびす たい ぜいりつ いちふいんしょくりょうひん
あらゆる物品の購入、サービスに対して税率10%がかかりますが、一部飲食料品などについて
けいげんぜいりつ か
は軽減税率(8%)が課されます。

(イ) その他

ほか ふどうさん しゅとく ぜいさん
その他不動産を取得したときにも税金がかかります。

Ⅷ-4 銀行・外国送金

1. 銀行

日本の会社で働き、または6カ月以上日本に滞在する人は銀行で口座を作ることができます。在留カードなどと印鑑を持って銀行に行き、決められた書類に必要事項を記入します。口座を開くと希望すれば通帳が発行されます。これは取引の記録をするとともに、あなたが口座を持っていることの証明になります。お金を引き出すには通帳と印鑑が必要ですが、外国人の場合は代わりにサインにすることもできます。希望すればATMのカード（キャッシュカード）を発行してくれます。通帳がなくても機械で預け入れや引き出しができます。普通は銀行の窓口は平日午前9時から午後3時までしか開いていませんが、ATMだとそれ以外の時間でも機械で引き出しなどを行うことができます。また、コンビニエンスストアや駅構内などにもATMが設置されています。（手数料がいる場合があります。）

2. 郵便局

日本の郵便局は銀行と同様なサービスを提供しています。在留カードなどがあれば誰でも口座を開くことができます。銀行と同じようにATMカードを発行してくれます。郵便局の貯金・送金業務は普通午前9時から午後4時まで行っています。（年末年始、土日祝は休み）

3. 外国送金

外国送金は銀行と郵便局からの方法が一般的ですが、最近では資金移動業者を利用することができます。登録された資金移動業者を利用する場合は、送金できる限度額が決まっていますが、銀行などから送金するより、安価です。

全国の財務局等に登録されている業者の一覧です。

URL https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shikin_idou.pdf

銀行によっては外国送金を扱っていない場合もありますので注意が必要です。郵便局での外国送金はゆうちょ銀行・国際送金取扱郵便局でのみ行っています。口座から口座へ送金する方法のほか、マネーオーダー（為替証書）を作成して郵送する方法もあります。マネーオーダーも、銀行及び郵便局で発行してもらえます。

法律の決まりで、送金手続きの際に在留カードなどの身分を証明するものとマイナンバーを窓口で見せることになっています。

VIII-5 ねんきん 年金

20歳以上60歳未満の人は、外国人であっても年金に加入し、保険料を支払わなければなりません。外国人が加入する年金には、厚生年金保険と国民年金があります。

1. 厚生年金保険

5人以上の社員がいる会社に働いている20歳以上の人は、厚生年金保険に入らなければなりません。パートタイマーである場合も、その会社で働く通常の社員の勤務時間および勤務日数の4分の3以上である場合は、加入しなければいけません。(4分の3未満であっても、短期労働者の資格取得要件(*)を満たす場合は加入します。)保険料は勤務先と労働者で50%ずつ負担しますが、その額は労働者の給料やボーナスの額により変わります。また、保険料の支払いは勤務先を通じて行います。

- (*) 1 1週間に20時間以上働く
2 一年以上雇用される見込みがある
3 月8.8万円以上の賃金がある
4 学生でないこと
5 常時501人以上を雇用する会社で働く

2. 国民年金保険

厚生年金保険に入っていない人は、国民年金に加入します。額は、所得に関係なく一律に月16,410円(2019年度)です。収入が少ないなど、保険料を払うのが難しいときは、申請により保険料の全額または一部が免除される場合があります。詳しくは年金担当窓口までご確認ください。

3. 脱退一時金

国民年金と厚生年金保険には、「脱退一時金」という制度があります。これは、外国人が日本滞在中に年金に加入し、保険料を6カ月以上納めた場合、日本を出国後2年以内に手続きに従って請求すれば、お金が支払われるという制度です。ただし、受給資格期間が10年以上ある方は脱退一時金を受け取ることはできません。詳しくは、市町村の役所の年金担当窓口又は年金事務所や街角の年金相談センターで確認してください。(付録Ⅸ-1)